

## 令和4年(2022年)5月1日から

全国の指定小児慢性特定疾病医療機関で受給者証が使用できます。

(病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション)

受給者証に記載する医療機関名称が「全国の指定小児慢性特定疾病医療機関」となります。  
令和4年5月1日以降は指定医療機関の追加または削除の申請は「不要」となります。

### 注意事項

受給者証の利用方法に変更はありません。

現在お持ちの受給者証であっても、長崎県内をはじめ、全国の都道府県または市町が指定した医療機関であれば受給者証を使用でき、医療費の助成を受けることができます。

更新手続き後に交付する受給者証(8月～)から上記のとおり記載を統一したものに切替を行います。それまでは、現在の受給者証をそのままご使用ください。

これまでと同様、指定医療機関以外の医療機関では、医療費助成の対象になりません。

また、指定医療機関であっても、受給者証に記載された疾病に関係ない治療等は医療費助成の対象となりません。

長崎県以外が交付する受給者証については、各都道府県または中核市等によって、取扱いが異なります。

長崎県(中核市除く)以外に転居される際にはご注意ください。

長崎市、佐世保市から受給者証を交付されている方については、それぞれの自治体にご確認ください。

### 指定医療機関の確認方法について

- ご利用希望の医療機関へ問い合わせる。  
または
- 各自治体のホームページで確認する。